

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

救急業務のあり方に関する検討会(第1回)の振り返り

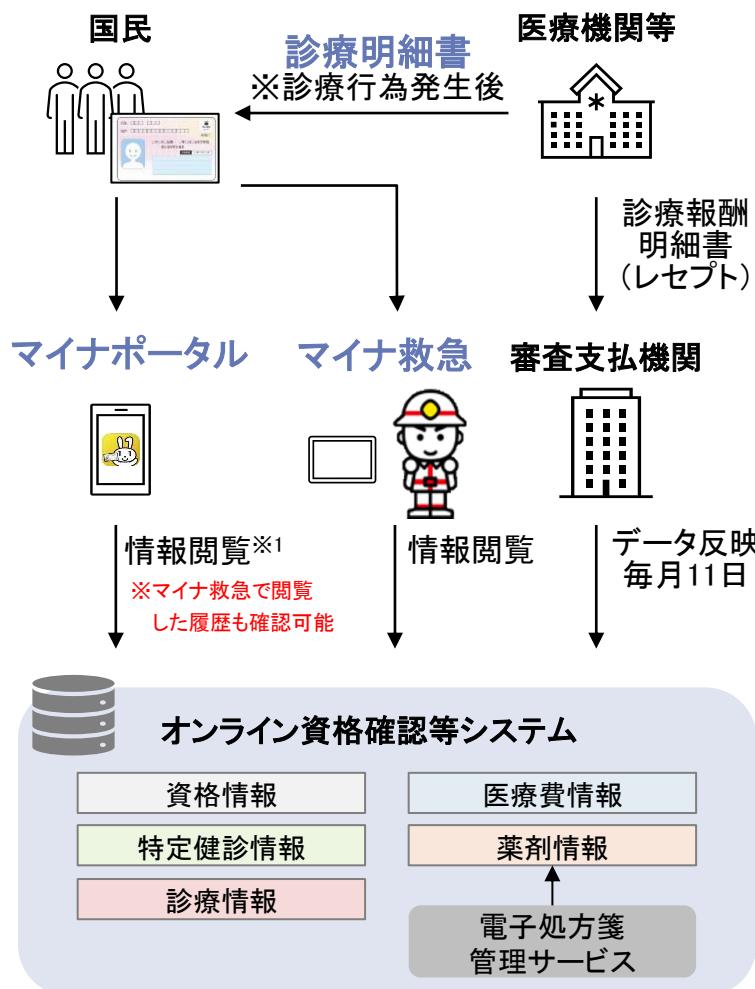
構成員からの主な意見(要約)

- 本人(患者本人、救急車に乗る人)が、どういう情報を救急隊が見ていて、自分の情報はどのようにいろいろ医療機関とやり取りされているか、自分が知りたくなったときに見ることができるのか。
- 大阪府では、ORIONの上で「まもってNET」と言って、搬送困難事例が発生した場合に、一斉に直近の医療機関に流し、応需可能な医療機関の申し出を待つシステムがあるが、その中にマイナ救急から得られた正確な情報があれば、受け手の方はもう少し取りやすくなると思う。ただ、一斉に流していくと、どこかが取るだろう、と、結局のところ、効率があまりよろしくないというのが実情。どう運用するかを決めて、進めていただかないといけないのかなと思う。
- 患者自身のマイナンバーカードを救急隊がどういうふうにしてピックアップするかという点で、デバイス上で工夫をするとか、あるいは国民のコンセンサスが必要なのかもしれないが、使いやすいルール作りというのが必要なのではないのかと思う。
- (実証事業について)全隊になると、動画を作ったり、イベントをしたりとかいろんな形でこれまで以上に広報を積極的に行うことができる。救急搬送時にマイナ保険証を持っておいていただきて、効果の検証がしっかりできるように進めていきたいと考えている。
- 今後、マイナ救急が全国に広がっていく中で、報道など伝わり方によってこの良い部分ではなく、うまくいかなかつたことばかりを目にすると、広がりを弱めてしまうことにつながりかねないと思うので、誤解ない伝え方とか、伝わり方という部分には、今後も留意していただきたい。
- 医療機関にとって服薬情報は有益との声があるが、ジェネリック薬品など、多様化する薬の情報について、救急隊が把握できる環境なのか、実証事業でいいアイデアを見つけていただければと思う。

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

マイナ救急で閲覧できる情報[閲覧できる情報の比較]

➢ 救急隊が閲覧する情報は、レセプト情報等を基とした救急業務に必要な情報のみであり、これら情報は本人がマイナポータル上で確認できる内容の一部である。また、マイナ救急での閲覧履歴はマイナポータルで本人が確認できる仕組みになっている。



	診療明細書	マイナポータル	マイナ救急
情報の閲覧主体	国民		救急隊
情報の作成主体	医療機関・薬局等	オンライン資格確認等システム	
情報の作成/更新タイミング	負担額支払時	受診の翌月11日に反映 (最大1月半遅れて反映)	
オンライン資格確認等システム上の情報との比較			
資格情報 氏名・氏名カナ、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者番号、等	一部記載	全て閲覧可能	全て閲覧可能
医療費通知情報 総額、公費負担額、窓口負担額相当費、保険者負担額、診療年月、医療機関名称、等	一部記載	全て閲覧可能	全て閲覧不可
特定健診情報 特定健診結果、質問票結果、等	全て未記載	全て閲覧可能	全て閲覧可能
薬剤情報 レセプト情報に基づく処方実績、電子処方箋管理サービスの処方/調剤情報	一部記載	全て閲覧可能	一部閲覧可能
診療情報(診療報酬点数に関するもの) 診療年月日、医療機関等名称、入外等区分、診療識別、診療行為、手術実績	全て記載	全て閲覧可能	一部閲覧可能

※1:マイナポータルにログイン後、トップページから「他のわたしの情報」>「健康・医療」>「診療・薬剤情報」で閲覧/ダウンロード可能。

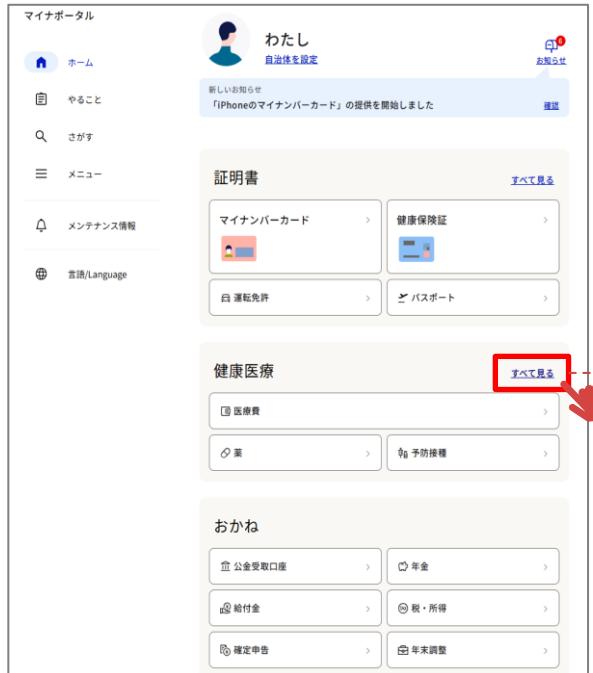
1 マイナ救急の全国展開に係る検討

マイナ救急での閲覧履歴を本人が確認する方法

マイナポータルでマイナ救急での閲覧履歴を確認する方法※1

1_「健康医療」から「すべて見る」を選択

- ログイン後トップページの「健康医療」から「すべて見る」を選択。



2_「医療保険情報の提供履歴」を選択

- 「医療保険情報の提供履歴」を選択。



3_医療保険情報の提供履歴を確認する

- 医療保険情報の提供履歴が表示され、履歴の内容を確認できる。



「端末に保存」ボタンを押すと、画面に表示されている情報がPDF形式でダウンロードされます。

※1:デジタル庁「健康診断などの医療に関する情報が新しい画面で確認できるようになりました」マイナポータル | デジタル庁 ウェブサービス・アプリケーション」を参考に整理。

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(1) マイナンバーカード(マイナ保険証)の普及状況

▶ 令和7年10月末現在、全国民の約70.2%にマイナ保険証が普及している。

マイナンバーカードの普及状況



1日あたり（表示最新月の平均）
12,815

表示最新月内の合計
397,251

前月の合計: 265,480 (+131,771)

1日あたり（表示最新月の平均）
24,257

表示最新月内の合計
751,977

前月の合計: 576,899 (+175,078)

1日あたり（表示最新月の平均）
-411

表示最新月内の合計
-12,729

前月の合計: -40,136 (+27,407)



※ 特殊要因（J-LIS照会等）を含むため
マイナスになる場合があります

2025年10月31日時点の数値

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(2) 医療機関におけるマイナ保険証の利用状況

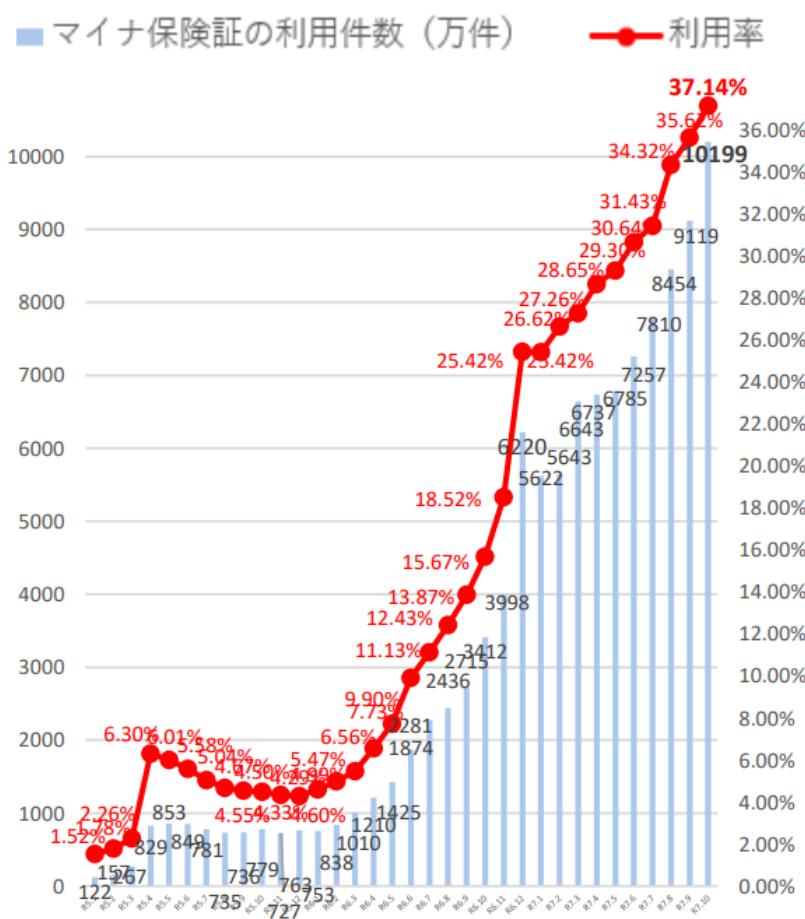
- 医療機関におけるマイナ保険証の利用状況はこの1年で増えている(R6.10 → R7.10 $15.67\% \rightarrow 37.14\%$)
- 医療情報についても、月間5,900万件以上閲覧されている。

【10月分実績の内訳】

	合計	マイナンバーカード	保険証	利用率
病院	23,346,654	13,308,759	10,037,895	利用率 57.00%
医科診療所	115,722,929	41,849,983	73,872,946	利用率 36.16%
歯科診療所	24,017,408	12,017,176	12,000,232	利用率 50.04%
薬局	111,518,308	34,815,123	76,703,185	利用率 31.22%
総計	274,605,299	101,991,041	172,614,258	利用率 37.14%

	特定健診等情報（件）	薬剤情報（件）	診療情報（件）
病院	3,925,944	1,543,534	6,723,730
医科診療所	11,439,854	11,587,222	29,092,608
歯科診療所	3,324,469	2,545,970	3,321,388
薬局	12,019,713	7,250,107	20,225,846
総計	30,709,980	22,926,833	59,363,572

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数



1 マイナ救急の全国展開に係る検討

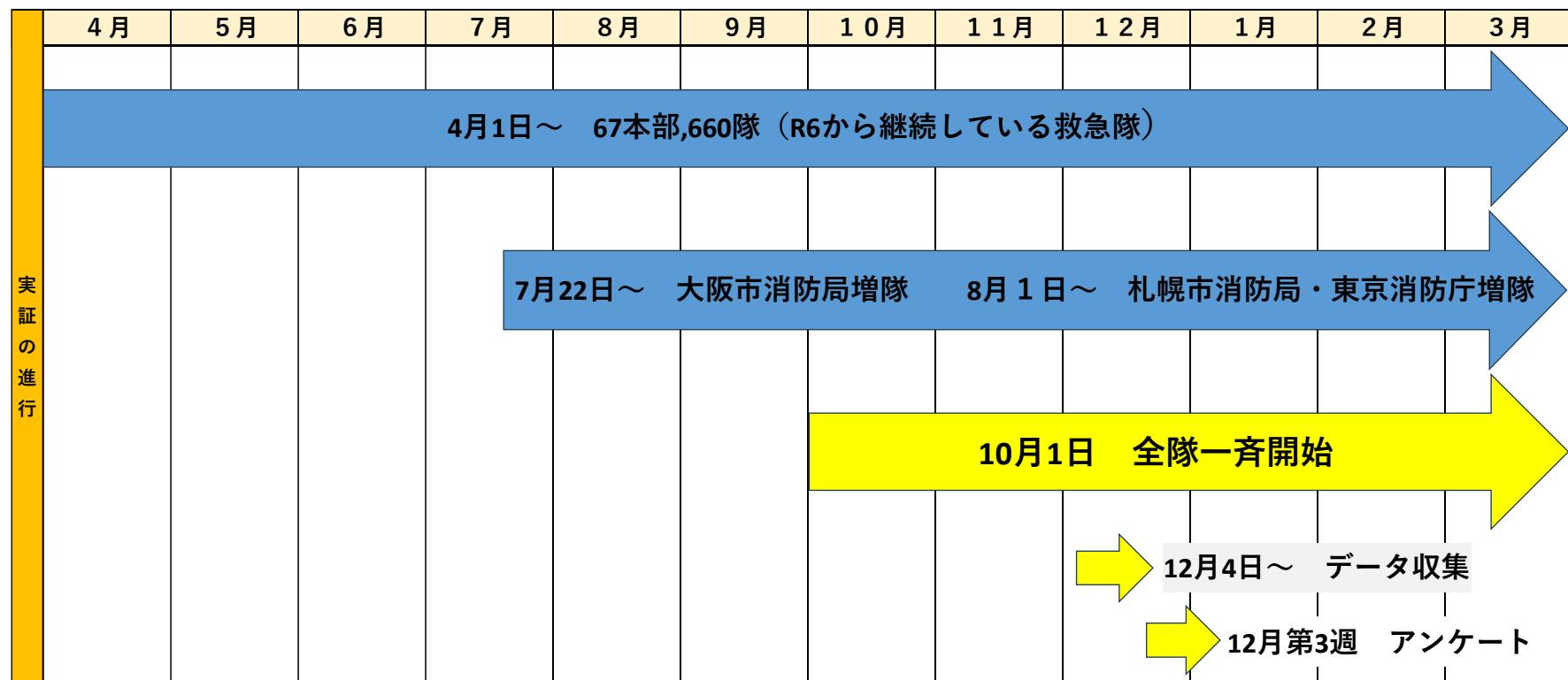
(3) 全国展開の状況

① 実証事業の実施(規模、スケジュール)

規模

➤ 令和7年10月1日から全国すべての720消防本部、5334隊の救急隊(常時運用救急隊の98%)が実証を開始している。

令和7年度マイナ実証事業スケジュール



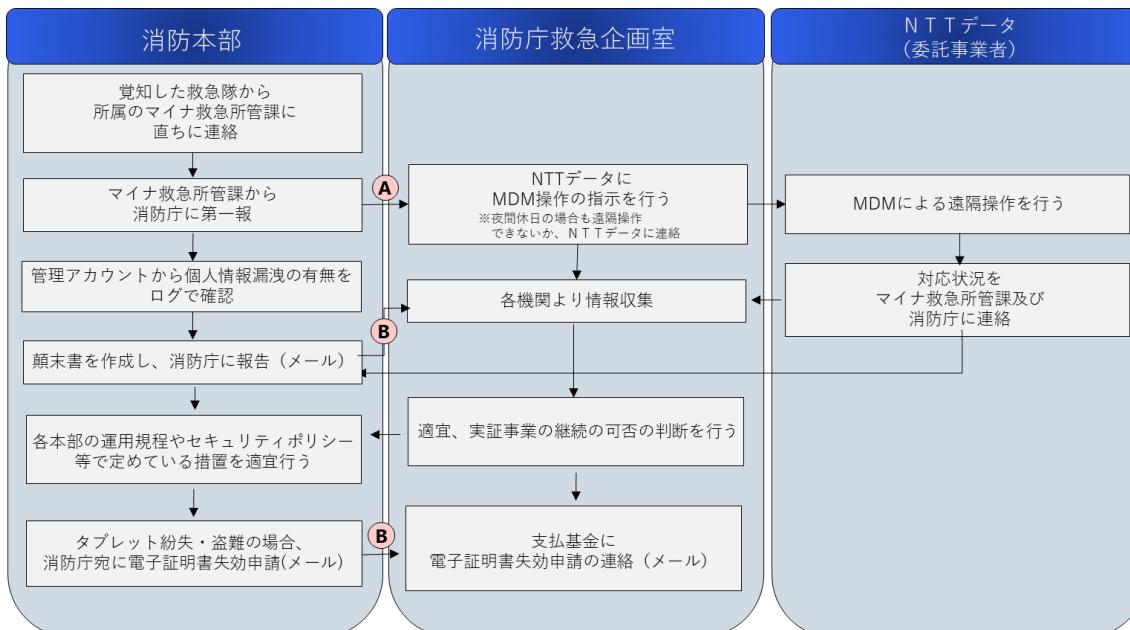
1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

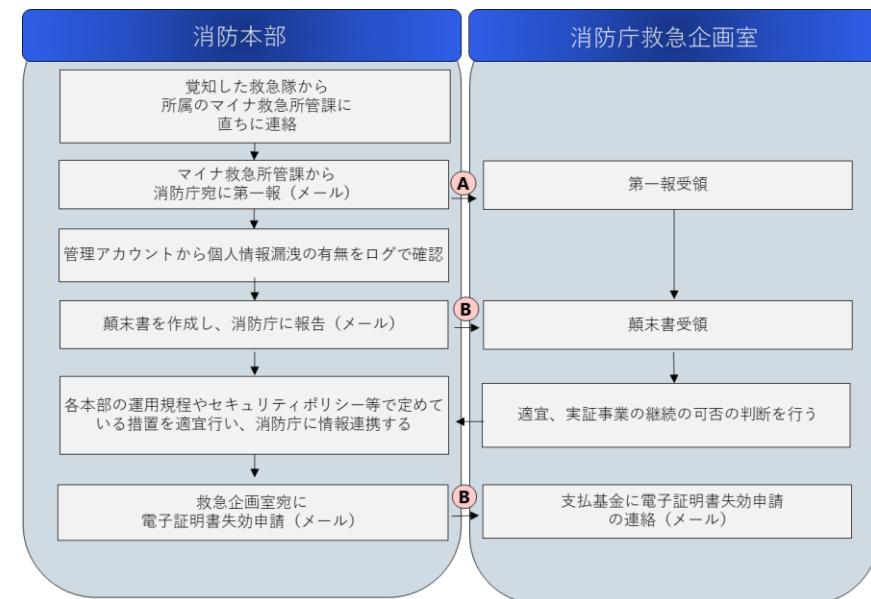
② インシデント対応

- マイナ救急の全国実証事業が10月1日に開始されるに先立ちタブレット端末等の紛失・盗難時やサイバー攻撃を受けた際の初動対応について、運用手順書に明記するとともにインシデントフローを各消防本部に説明。
 - インシデント覚知次第、ただちにシステム管理者と情報管理責任者へ報告するとともに消防庁へ第1報を行うこととしている。また、管理アカウントから個人情報漏洩の有無を確認することとしている。
 - また、委託事業者と連携し、MDMによる遠隔操作（リモートワイプ、リモートロック）を行い、タブレット操作を無効化するとともに、電子証明書を失効させることでシステムへのアクセスを無効化することとしている。

紛失・盗難時のインシデントフロー



サイバー攻撃対応時のインシデントフロー



1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

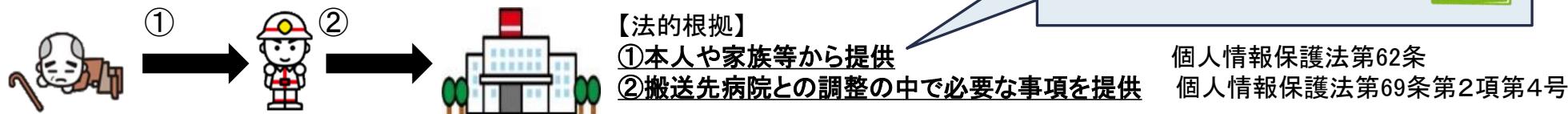
③ 救急隊員が傷病者の医療情報(個人情報・要配慮個人情報)を取得・提供する際の法的根拠

- 現在、救急隊員は傷病者の医療情報を口頭聴取等で取得し、搬送先医療機関との調整の中で口頭等で伝達している。
- マイナ救急を実施することで、傷病者の医療情報をオンライン資格確認等システムから取得することに伴い、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)との関係について整理する。

情報の流れ

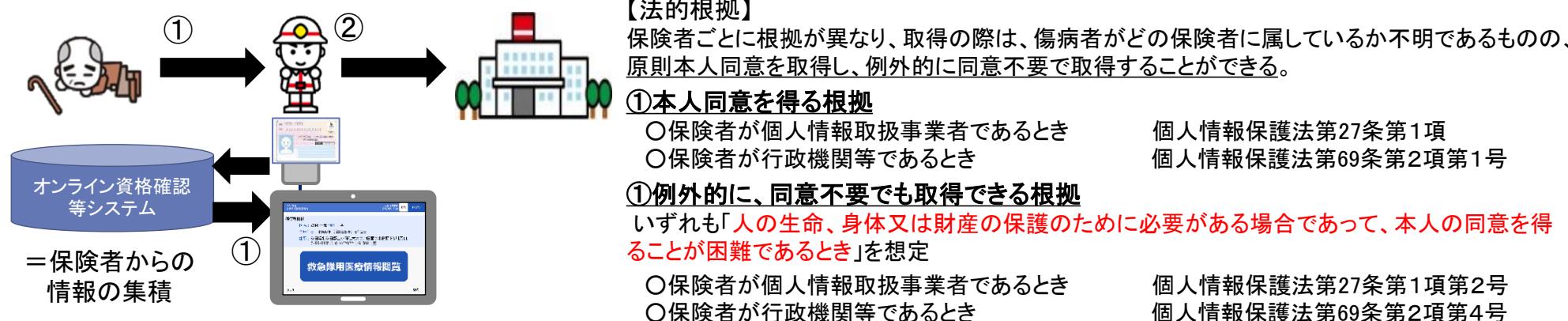
【現状】

救急隊員は傷病者の医療情報を①口頭聴取等で取得し、②医療機関に提供。



【マイナ救急】

救急隊員は傷病者の医療情報を①原則、本人同意の下、マイナ保険証を活用して照会・取得し、②医療機関に提供。



1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

④ 要配慮個人情報の提供を望まない傷病者への配慮について(現状と課題)

- マイナ救急においては、傷病者のマイナ保険証があれば、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに限り、同意不要で傷病者の医療情報をオンライン資格確認等システムから取得できる仕組みとなっている。
- 自身の要配慮個人情報の提供を望まない傷病者も想定しうることから、特に同意不要で閲覧する際に一定の配慮を講じることについて現状と課題を整理する。

※傷病者本人又は関係者から情報閲覧に同意しないことを明示された場合は通常の救急活動をする整理

現状と課題

- 令和7年度実証事業においては、令和6年度実証事業に引き続き、同意取得困難時に同意を得ずに閲覧した場合には、「同意取得困難時の閲覧について」を手交することとしている。
- マイナポータル上も事後に、「同意取得困難」として消防本部が閲覧した旨、記録が残るようにしている。
- 令和6年度実証事業の結果、「同意取得困難」で閲覧した事例が約800件余りあったところであり、法的に許容されているものの、傷病者本人が事前に同意しないという意思表示ができない。

「マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化」(マイナ救急)実証事業実施要領(令和7年3月14日)より抜粋

(5) 実施手順(別紙1)

エ 傷病者本人から同意を取れる状態の場合は、実施救急隊が傷病者本人に必要な情報を提供した上で、口頭で「本人同意」を取得し、医療情報を閲覧することとする。本人から同意を拒否された場合は、通常の救急活動を行うこととする。

また、実施救急隊が傷病者の生命・身体の保護のため医療情報を閲覧する必要がある場合であって、かつ傷病者本人から同意を得ることが困難である場合(意識不明等、意思疎通が困難な場合)に限り、本人の同意不要で医療情報を閲覧することとする。

オ 本人の同意不要で医療情報を閲覧した際は、関係者※に対して、別紙2【同意取得困難時の閲覧について】を渡すこととする。

※ 傷病者の家族、傷病者の入居施設職員、介護支援専門員(ケアマネージャー)など、傷病者に事後に別紙2を渡せる者とする。

【同意取得困難時の閲覧について】

マイナ保険証を使って 通院履歴等を確認しました

通院履歴等の閲覧にあたっては、救急車を必要とする傷病者本人の同意を基本としていますが、個人情報の保護に関する法律に基づき、**生命・身体の保護の必要があり、かつ意識不明等、本人の同意を得ることが困難である場合に限り、同意なしで閲覧させていただいております。**

本実証にて得た個人情報は実証事業以外に使用いたしません。

※救急隊が情報閲覧した履歴はマイナポータル上で確認することが可能です。

 「マイナ保険証活用で円滑な救急搬送へ」
ご理解をお願いします

○○市消防本部 ○○課
TEL:00000000000



※本実証は総務省消防庁が全国全ての消防本部と連携して実施するものです。

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

⑤ 要配慮個人情報の提供を望まない傷病者への配慮について(改善案)

- マイナ救急で得られる医療情報は「要配慮個人情報」であり、令和6年度実証事業の結果、本人又は関係者から「同意しない」とされた事例が約1,000件あったことに鑑み、法的には例外的に同意不要で閲覧することは許容されているものの、引き続き一定の配慮を講じる。
- 具体的には、以下の点を改善したうえで、10月1日から全国的に開始される実証事業を行うこととした。

目的

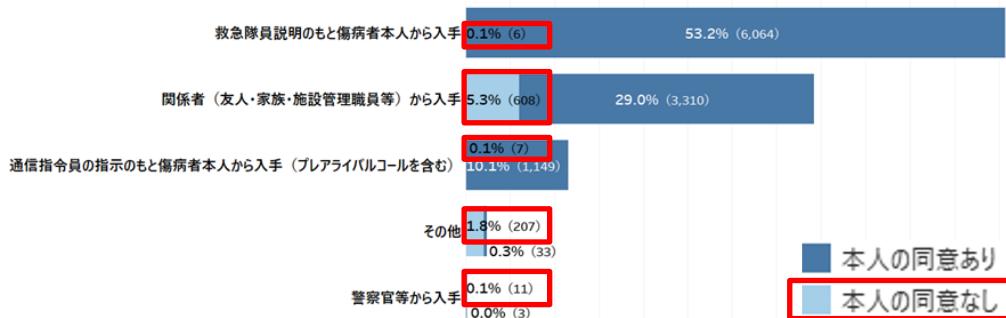
- 「119番通報＝マイナ保険証を準備する＝マイナ救急を実施できる」社会環境を目指して国民の意識を醸成する。
- その前提として、マイナ救急実施にあたり、国民に対し要配慮個人情報の扱いについて明示することで行政機関としての説明責任を果たすとともに、同意取得等にかかる現場での説明時間の短縮に繋げたい。

改善事項

- 各消防本部のHP等に要配慮個人情報の保有・取得・提供について、利用目的を明記した内容を掲載するよう依頼。
- マイナポータル上で消防本部の閲覧記録が確認できることを【同意取得困難時の閲覧について】に追記。

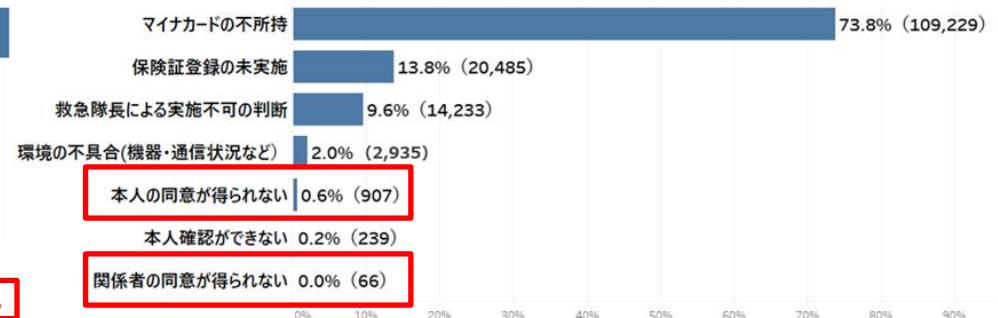
○マイナンバーカードの入手方法

(令和6年度救急業務のあり方に関する検討会報告書より抜粋)



○マイナ救急未実施となった理由

(令和6年度救急業務のあり方に関する検討会報告書より抜粋)



1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

(参照条文等)個人情報の保護に関する法律(同意に関する規定)

○個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)

(第三者提供の制限)

第二十七条

1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～七 (略)

2～6 (略)

(利用目的の明示)

第六十二条

行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二～四 (略)

(利用及び提供の制限)

第六十九条

1 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～三 (略)

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3・4 (略)

●個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)

5-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

(中略)個人情報保護法第69条第2項第4号の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれ、例えば、緊急に輸血が必要な場合に本人の血液型を民間病院の医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

⑥ マイナ救急の広報(消防庁による広報)

○テレビ/SNS/動画/Webページを活用した広報

政府広報提供テレビ番組(テレビ東京)【クリックニッポン】/政府広報テレビ番組CM・SNS広告/政府広報提供ラジオ番組(杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより)/政府広報ラジオスポットCM(radiko)/マイナ救急普及啓発動画/ショートムービー/政府広報オンライン記事/ハルメクup /消防庁X/政府広報インターネットバナー広告/消防庁HP



○広報誌/新聞/雑誌を活用した広報

政府広報新聞広告/広報誌「総務省」(4月号、11月号)/消防の動き(各月)/ハルメク雑誌(9月号、10月号)/月刊消防(10月号)/近代消防(10月号)



○関係機関と協力した広報

健康保険組合連合会(動画)/政策広報映像(デジタル庁)/厚生労働省X



出典 政府広報オンライン(<https://www.gov-online.go.jp/>)
デジタル庁(<https://www.digital.go.jp/services#movie>)
ハルメクup(https://halmek.co.jp/topics/c/notice/15223?PCright_banner=00847)

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

⑦ マイナ救急の広報(認知度向上に向けた広報)

○広報誌による広報



平塚市消防本部
※広報ひらつか 令和6年6月 No.1248号



山形市消防本部
※広報やまがた 令和7年5月15日号



秦野市消防本部
※広報はだの 令和6年9月1日号



神戸市消防局
※広報紙KOBE 令和7年11月号



大阪市消防
※大阪消防 令和7年9月号 No.906



佐久広域連合消防本部
※広報「佐久広域」令和7年8月 vol.99

○OSNS等による広報



川崎市消防局
※川崎市消防局【公式】X



京都市消防局
※京都市消防局公式ホームページ

○デジタルサイネージ等による広報



神戸市消防局提供
※神戸市営地下鉄各駅

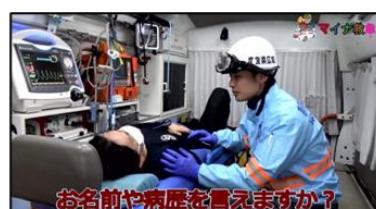


蒲郡市消防本部提供
※BOATRACE蒲郡

○広報動画による広報



各務原市消防本部
※【公式】YouTube



奈良県広域消防組合消防本部
※【公式】YouTube

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

⑧ 実証事業における活用事例

事例

吐血により出血性ショックの事例（一命を取り留めたケース）

通報内容：夫が貧血で動けない（帰宅した妻からの通報）

年齢性別：50歳男性

現場状況：傷病者は廊下にうつ伏せて倒れた状態。

昨夜から4回の吐血があり、1年前に同様の症状でかかりつけ医療機関で手術歴があるが、病名は本人、家族を含めて覚えていない状況であった。

救急活動：初期評価からショック状態、心肺停止前静脈路確保の処置が必要であると判断。

観察、処置を優先し、搬送中にマイナ救急で情報を確認したところ、

手術歴から食道静脈瘤の既往があることを推測し、速やかに搬送先医療機関へ伝達した。

〈マイナ救急の有用性〉

傷病者、家族が過去の手術歴や既往歴について、詳細を把握していない状況であったが、搬送中、マイナ救急で情報を確認し、手術歴から推測される既往を搬送先医療機関へ伝達することで、搬送先医療機関での早期治療に繋り、一命を取り留めることができた。

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

⑧ 実証事業における活用事例

事例

お薬手帳が見つからなかった事例（医療機関への早期搬送に繋がったケース）

通報内容：立ち上がると足元がふらつく（息子からの通報）

年齢性別：80歳女性

現場状況：傷病者は自宅玄関に座った状態で、意識清明。

動悸と脱力感を訴えており、自身で血圧を測定したところエラー表示であった。

現場には夫と息子がおり、高血圧症の既往があり薬を処方されていたが、2週間前に無くなり服用していないと聴取した。また、お薬手帳が見つからない状態であった。

救急活動：観察を行ったのち、マイナ救急で薬剤情報を確認し、速やかに医療機関へ伝達し、搬送した。

〈マイナ救急の有用性〉

搬送先医療機関（二次医療機関）から、かかりつけ医療機関での処方歴を確認するため、お薬手帳を必ず持参して欲しいとの依頼があったが、マイナ救急で正確な薬剤情報を把握でき、医師へ伝達することができたため、お薬手帳を探すことなく、早期搬送することができた。

事例

情報聴取困難かつお薬手帳も無かった事例（医療機関の早期治療に繋がったケース）

通報内容：夫が椅子に座っていたところ、突然崩れ落ち、地面に倒れこんだ（妻からの通報）

年齢性別：62歳男性

現場状況：傷病者は台所付近にうつ伏せであり、意識清明。

左半身の麻痺により動けない状態であり、うまく喋ることができない状態であった。

家族も動搖しており、状況を聞き取ることは困難であり、お薬手帳も探せない状態であった。

救急活動：観察を行ったのち、マイナ救急で薬剤情報を確認し、速やかに医療機関へ伝達した。

〈マイナ救急の有用性〉

傷病者や家族から、情報を聴取することが難しいかつお薬手帳もない状況で、マイナ救急で薬剤情報を確認することにより、多数処方されている薬を正確に医療機関へ伝達することで、医師へスムーズに引継ぐことができ、医療機関の早期治療に繋がった。

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

⑧ 実証事業における活用事例

事例	聴取した内容と閲覧した情報に相違があった事例（円滑な病院選定に繋がったケース）
	<p>通報内容：ふらついており、会話不明瞭。（勤務先の同僚からの通報） 年齢性別：41歳女性 現場状況：傷病者は勤務先の休憩室に座っており、意識ははっきりしない状態であった。 本人氏名を自筆させると記入できず、ふらつきも認められた。また、本人及び同僚からは傷病者の持病などの情報は得られず、家族も連絡が取れない状況であった。 救急活動：観察と並行し、マイナ救急で薬剤情報（抗てんかん薬）を確認し、これらの医療情報に基づき円滑に搬送先を選定し、搬送した。</p> <p>〈マイナ救急の有用性〉 傷病者情報が少なく、医療機関の選定に苦慮する事案であったが、マイナ救急で薬剤情報を確認することで、かかりつけ医療機関への円滑な搬送に繋がった。</p>

事例	初出勤の職場で意識消失した事例（円滑な病院選定に繋がったケース）
	<p>通報内容：仕事中にてんかん発作で意識がない（従業員からの通報） 年齢性別：42歳男性 現場状況：傷病者は事務所で座っており、意識清明。 発作に伴う一時的な記憶障害や頸関節が外れた様な状態で応答に苦難するような状態であった。職場は当日が初出勤であり、同僚も傷病者情報については把握しておらず、家族へ連絡をするも不通であった。 救急活動：観察及び意識消失時の切り傷の処置と並行して、マイナ救急で受診歴を確認。 過去に同様の症状にて受診歴のある医療機関に連絡し、搬送した。</p> <p>〈マイナ救急の有用性〉 通院医療機関を覚えておらず、頸の痛みで会話が困難であり、同僚、家族から情報を聴取することができないかつ、症状に対応できる医療機関の選定が難しい状況であったが、マイナ救急により受診歴を確認することができ、円滑な搬送先医療機関の選定に繋がった。</p>

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

⑧ 実証事業における活用事例

事例	かかりつけ医療機関が曖昧であった事例（医師への正確な引継ぎに繋がったケース）
	<p>通報内容：力が入らない（娘からの通報） 年齢性別：72歳女性 現場状況：傷病者は居間に座った状態で頭痛及び倦怠感を訴えており、意識清明。 心臓に関する既往で通院しているが、本人も現場にいた娘も記憶が曖昧で、 名称が類似している別の医療機関をかかりつけと認識していた。 救急活動：観察を行ったのち、マイナ救急で正しいかかりつけ医療機関名や治療経過を確認し、 速やかに搬送先医療機関へ伝達した。</p>
<p>〈マイナ救急の有用性〉 傷病者は、名称が類似している別の医療機関をかかりつけと認識していたが、マイナ救急の情報により 正しいかかりつけ医療機関名や治療経過を搬送先医療機関へ提供することができ、医師への正確な引継 ぎに繋がった。</p>	
事例	外国人のみであり情報聴取が困難であった事例（医師への正確な引継ぎに繋がったケース）
	<p>通報内容：外国人労働者の借り上げ住宅にて、腰痛と身体の震えがある（同僚からの通報） 年齢性別：19歳女性 現場状況：傷病者（バングラデイッシュ人）は、ソファに座っており、意識清明。 腰痛を訴え、身体の震え、発熱がある状態であった。 日本語での会話は可能であったが、受診歴や服薬情報の口頭聴取はできなかった。 救急活動：観察と並行して、通訳の活用や三者通話、ボイストラ等の翻訳ツールを用いて情報 収集を行った。氏名の読み方がわからなかったがマイナ救急で氏名の読み方（カナ表記）や 既往歴がないことを確認し、速やかに医療機関へ伝達し、搬送した。</p>
<p>〈マイナ救急の有用性〉 マイナ救急で氏名の読み方（カナ表記）や既往歴がないことを確認し、医師への正確な引継ぎに繋がった。</p>	

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(3) 全国展開の状況

⑨ データ収集について

概要

- マイナ救急の効果等を検証するため、実証に参加中のすべての救急隊720消防本部、5,334隊を対象にデータ収集を行う。
- 具体的には、期間中に出動したすべての救急事案を対象に、救急事案ごとに専用フォームへの入力を求める方法を採用。

データ集計期間

- データ収集期間は、10月1日の実証開始から2か月が経過し、タブレット端末の操作に習熟していることが見込まれる
12月4日から12月11日までの1週間とする。

データ収集の項目

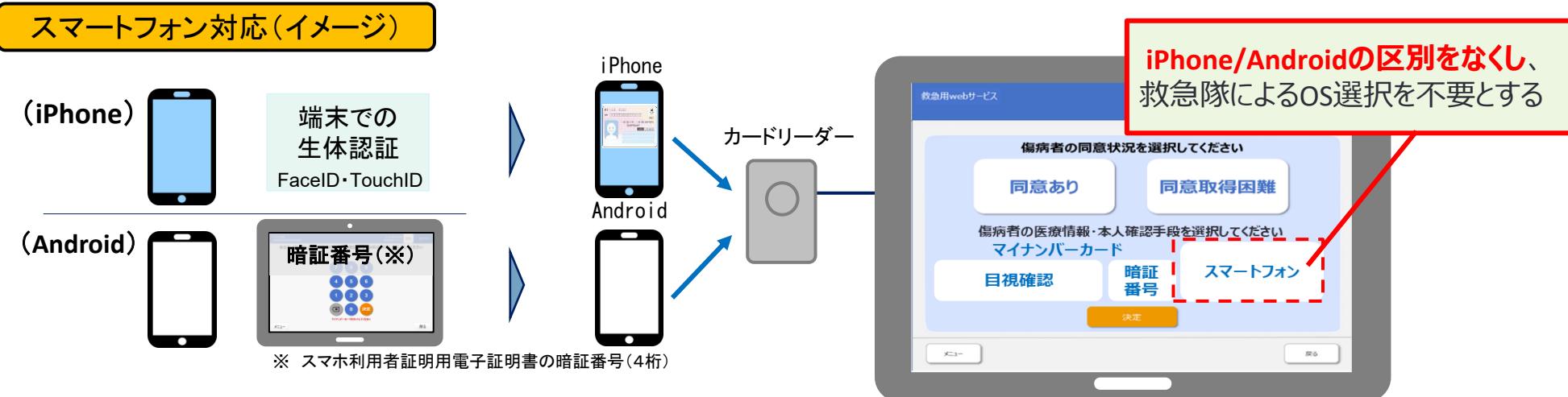
- 傷病者情報(年齢、意識レベル、家族類型、傷病者の特性等)
- 情報聴取が難しい事案であったか否か(お薬手帳の有無、傷病者・関係者から傷病者情報を聴取できたか)
- 事案情報(発生場所、時刻、電話連絡回数)
- マイナ救急の活用(閲覧した情報、同意の有無、有効活用できたか、閲覧したタイミング、システムログインのタイミング、未活用の理由等)
- 意見・感想(救急隊、傷病者やご家族、医療機関関係者の声) 等

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(4) 救急隊専用システムの機能拡充

各取組の進捗報告

- マイナ救急を実施する救急隊専用システムについて、今後も機能拡充を予定している。
- 具体的には令和7年9月に医療機関で実装されているスマートフォンでのマイナ保険証利用をマイナ救急でも対応可能とする機能及び医療機関との情報連携機能の2つ。



スケジュール

R7.6

R7.8

R7.10

R7.12

R8.2

R8.4



- 傷病者本人による生体認証又は暗証番号の入力が前提となることから、意識不明時はスマホを活用してマイナ救急を実施できないため、引き続き、マイナ保険証の携行も促していく必要がある。

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

(4) 救急隊専用システムの機能拡充

各取組の進捗報告

- 救急医療では救急隊員は最も早く傷病者と接触するため、傷病者情報を搬送先医療機関と連携することが重要。

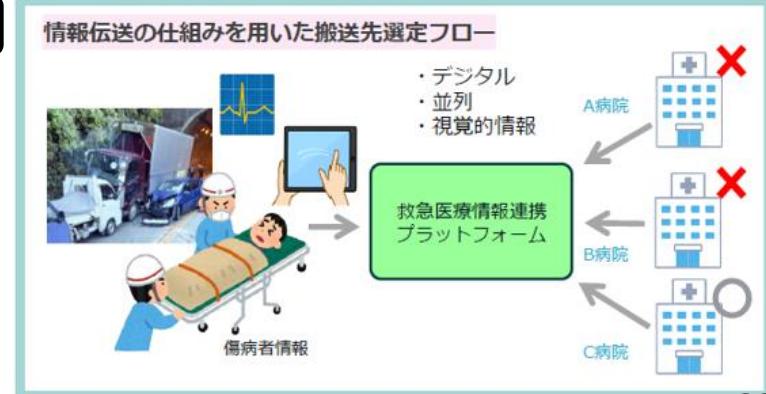
医療機関との情報連携機能

- 救急隊員が傷病者のマイナ保険証を読み取り後に、搬送先医療機関と連携する機能を構築することで、医療機関における速やかな医療情報の閲覧を可能とし、搬送時間を含めた治療開始までの時間の短縮による、救急医療全体の効率化を主な目的とする。



災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関とのワンストップ連携

- 厚生労働省が消防庁と連携して、新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型TYPES)を活用したプロジェクト。
- シンプルで安価な共通システムとして、傷病者情報を文字及び写真等の視覚的情報として伝送し、複数の医療機関で同時に参照可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築する取組。
- 今年度はマイナ救急で得られる情報との連携について課題を整理する。



參考資料

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

令和7年度の取組

ワーキンググループ(WG)の検討状況

第1回 WG(8月21日)	第2回 WG(11月6日)	第3回 WG(1月予定)
<ul style="list-style-type: none">○令和6年度の検討状況の共有○システム改修関係○実証事業関係○本格運用に向けた検討	<ul style="list-style-type: none">○システム改修の中間報告○実証事業の中間報告○運用に向けた課題検討状況の報告○厚生労働省における検討状況の共有	<ul style="list-style-type: none">○実証事業の最終報告○WGの検討のとりまとめ○WGの検討における最終報告

【スケジュール(案)】

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
マイナ救急の全国展開に係る検討(WG)		第1回検討会 7/1		第1回WG 8/21			第2回WG 11/6	第2回検討会 12/2		第3回WG 2月	第3回検討会 3月	検討会中間まとめ

1 マイナ救急の全国展開に係る検討

令和7年7月1日
救急業務のあり方に関する検討会

令和7年度の取組

検討項目と取組方針

No.	項目	取組方針
1	全国展開の状況	<ul style="list-style-type: none">令和6年度に構築した救急隊専用のシステムを活用し、全国すべての720消防本部、5334隊の救急隊(常時運用救急隊の98%)による実証を行い、課題や効果を検証する。 (想定されるアウトプット)<ul style="list-style-type: none">・マイナ救急の実施手順の最適化(事例の横展開)・現場ニーズの把握・各種ドキュメントの更新
2	国民への広報・周知	<ul style="list-style-type: none">マイナ救急の事業概要、有用性、救急隊・医療関係者・傷病者へのインタビュー等について、広報動画を作成し、救急の日(9月9日)に合わせた広報を実施予定。ポスター、リーフレットを作成し、地方自治体、消防本部と協力した広報を実施する。
3	救急隊専用システムの機能拡充 ①医療機関との情報連携機能 ②マイナ保険証のスマホ搭載への対応 ③4情報検索機能の検討 ④厚生労働省(ワンストップ連携事業)との連携に係る課題整理	<ul style="list-style-type: none">救急隊専用システムの機能について、現場ニーズを踏まえながら機能拡充を検討する。厚生労働省における検討状況を踏まえ、救急現場に必要な機能の追加を検討する。 (想定される新機能の概要)<ul style="list-style-type: none">①オンライン資格確認等システムを介した救急隊と医療機関の情報連携をするための改修②保険証機能搭載のスマートフォンからマイナ救急を実施可能とするための改修③医療機関の動向を注視しながら、災害時における必要性や運用方法等を含め検討④厚生労働省が推進するワンストップ連携事業とマイナ救急との連携に係る課題を整理
4	本格運用に向けた課題整理	<ul style="list-style-type: none">令和8年度から消防本部において運用が開始されるため、令和7年度実証事業における検証内容や拡充される機能を踏まえ、マイナ救急の課題を整理する。 (想定される課題)<ul style="list-style-type: none">・マイナ救急の効果分析手法・実証事業を踏まえたユーザビリティの向上・ニーズ把握、マイナ救急システムへの反映・関連マニュアルの更新・インシデントに係る体制整備・通信環境の整備